

輪島市監査公表第 27 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 23 年 10 月 31 日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年10月20日（木） 教育委員会文化課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○多額な随意契約にあたっては、輪島市財務規則第104条の規定に基づいた文化財保護に関する業務や文化会館の空調設備など特殊なことにより随意契約としたとの事であるが、今後も経費節減を念頭に十分検討したうえで契約履行をしていただきたい。

○金沢職人大学校（修復専攻科）へ研修生として今年10月から3年間にわたり貴課職員が入学した。伝統技術を学ぶとのことであるが、しっかり学び将来の輪島市の文化伝承に活かしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

○備品台帳について

黒島天領北前船資料館及び角海家の備品台帳と現物との確認をしていただきたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年10月20日（木） 漆器商工課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市民まつり事業については、試行錯誤の努力が現在の盛大な事業につながったと思われる。参加延べ人数も6万人を超えた活力ある事業を今後も継続していただきたい。

また、花火については、ギネス・ブックへの申請を準備されているとのことで認定実現に向けてより一層の努力をされたい。

○物産品販路開拓事業については、物産展へ参加されているとのことであるが、行政が輪島の商品を定着させ売りさばくのはなかなか難しいと思われる。業者とのタイアップも含め長い目をもって、少しでも輪島の存在をPRしていただくよう願う。旅費が発生している以上無駄にしないよう努めていただきたい。

○漆の香る里づくり推進事業については、飲食店や宿泊施設での漆製品の利用が順調に伸びているのは大変喜ばしいことである。しかし、若い世代の漆器離れや大手漆器店の倒産が加速する中、漆器業界が活性化するのは依然として厳しいと思われる。観光客のみならず、輪島市民自体が気軽に漆器を使えるようなものに持っていくよう研究していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年10月20日（木） 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公害対策において、粗大ごみの不法投棄が発見された事実があった。

投棄場所は個人所有地であったため発見しがたかったとの事であるが、個人や公であろうがそこに捨てるに問題があると思われる。

今後の対策に監視員を含めて検討していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

○火葬場使用料の滞納について

毎年滞納が課題となっている。

電話や訪問等の対応をされているとの事であるが、平成22年度に於いても未納額が発生している。制度上の改善や支払い方法の改善等を検討し、再発防止のため知恵を絞っていただきたい。